

康永三年における室町幕府引付方改編について

四二四

田中 誠

はじめに

初期室町幕府の政治体制は、周知のように足利尊氏・直義の二頭制であるとされている。足利尊氏が恩賞権・軍事指揮権に基づく「主従制的支配権」を、足利直義が幕府の政務を統轄し、所領裁判権や本領安堵権を中核とした「統治権の支配権」を、掌握していた。こうした体制を明らかにしたのが、佐藤進一氏である^①。氏は、直義がもつ権限の制度的な基盤を、直義が主宰する評定と、評定の下位機関である引付方に求めた。

室町幕府の評定と引付方は開幕直後の建武三年(一三三六)末に発足し、当初引付方は五番編成であった。引付方は、鎌倉幕府の制度を継承し、三問三答・対決手続など訴訟人との直接審理を行う機関である。一方評定は、直義主宰の幕府最高決定機関である。所領裁判・安堵などを管轄するが、基本的に引付方における審理を受け、その事案を間接審理する機関である。

康永三年(一三四四)、引付方は大規模に改編(以下、康永改編と呼称する)される。佐藤氏は、康永改編によって五方引付が三方内談方に改編され、それに直義が臨席したと推断された。これを直義による訴訟直接審理の掌握と理解し、「幕府官制史の展開を方向付けた直義親裁権の強化と引付の弱体化」(傍点筆者)と位置づけた。ここでの親裁権強化とは、

訴訟の直裁化と言い換えることができる。以後こうした理解は通説化し、小川信氏・山家浩樹氏・家永遵嗣氏・岩元修一氏らによって、直義期から三代義満期に到る引付方の弱体化と將軍訴訟親裁化の過程が明らかにされてきた^③。一方の評定については、山家氏は「その裁決権は形式的なものにとどまったと考えられるため、検討の対象としない」^④と評価され、前出の諸氏も本格的な検討を加えられていない。

將軍権力の確立を論ずる際、「主従制的支配権」と「統治権的支配権」の調和・統一が問題視されてきた。將軍が両権限を一身に保有することが権力の確立であり、康永改編は義詮以降の將軍による両権限統一の第一歩と位置づけられるのである。

しかし、岩元氏が指摘するように、直義が康永改編後の内談方に臨席した事実を明示する史料は管見に入らない。本当に直義が内談方に臨席したか、即ち直裁化によって親裁権強化を成しえたかという点には検討の余地がある。従来、直義が内談方に臨席したという前提が検証されることなく、研究が進んできた点に問題がある。したがって康永改編について、当該期の政治体制に即して再検討する必要がある。

よって、本稿では、康永改編を示す「白河結城文書」康永三年三月二一日引付番文の再検討を手始めに、評定と引付方の運営形態を分析し、直義の内談方臨席の有無、すなわち訴訟親裁化の動きを検証することが本

稿の第一の課題である。その上で、康永改編の目的とその背景、幕府体制上に与えた影響を明らかにする。

一、「白河結城文書」康永三年三月二日引付番文について

まず【史料1】を検討する。【史料1】については、佐藤氏が詳細な分析を加えており、氏の成果によりつつ、特徴を整理しておこう。

【史料1】「白河集古苑所蔵結城文書」康永三年三月二日引付番文

〔南北朝遺文〕東北編、七〇六号

（端書）「引付番文」

一番

左京大夫 陸奥守 信濃入道 佐々木近江入道 安芸守
水谷刑部権少輔 長井出羽守 美濃守 因幡入道 雅楽民部大夫
門真左衛門入道 関清左衛門入道 山県大炊助入道 伊地知又次郎
雑賀大舍人允 安富孫三郎 志水左衛門尉 下条次郎左衛門尉 带
刀中務丞

二番

修理権大夫 佐渡大夫判官入道 宇都宮遠江入道 中条権大輔 長
井宮内権大輔 山城守 参河判官入道 下野三郎左衛門尉 疋田三
郎左衛門尉 飯尾左衛門大夫 三須雅楽允 斎藤刑部左衛門入道
飯尾隼人佐 富部周防守 白井八郎左衛門尉 斎藤七郎入道 安富
新三郎 大野孫五郎入道 治部左衛門四郎入道

三番

左衛門佐 長井前大膳大夫 長井縫殿頭 長井治部少輔
宇都宮三河守入道 波多野因幡入道 町野但馬民部大夫

康永三年における室町幕府引付方改編について

中条大夫判官 栗飯原下総守 斎藤左衛門尉 依田左衛門尉 斎藤
主計四郎兵衛尉 左藤次郎左衛門尉 斎藤五郎左衛門尉
薬師寺彦次郎 関左近大夫 下条十郎左衛門入道 松田七郎
雑賀掃部允

四番

上相彈正少弼 宮内大輔 三河入道 摂津隼人正入道
和泉民部大夫 佐渡大夫判官 美作守 町野遠江権守
信濃勘解由判官 津戸出羽権守入道 諏方大進房 飯尾修理進入道
大野彦次郎入道 布施彈正忠 筑前孫九郎 飯尾三郎左衛門尉
島田越中五郎 和泉三郎 津戸新蔵人

五番

越後守 駿河守 長井丹後入道 伯耆入道 後藤壹岐入道 東下総
入道 島津豊後前司 後藤对馬守 雑賀隼人入道 豊前四郎左衛門
入道 斎藤四郎兵衛入道 和田四郎入道 門真彈正忠入道
杉原左近将監 松田右近入道 青砥左衛門尉 佐藤九郎左衛門尉
中沢又四郎

康永三々廿一 同廿二始レ之

一方

武藏守 佐渡判官入道 長井縫殿頭 長井丹後入道 伯耆入道
後藤对馬守 諏方大進房 雑賀隼人入道 門真左衛門入道
三須雅楽允 相原左近将監

一方

上相彈正少弼 前大膳大夫 参河入道 安芸守 山城守 因幡入道
津戸出羽入道 斎藤左衛門尉 斎藤四郎兵衛入道 飯尾修理進入道

一方
 伊豆守(上杉重能) 信濃入道(二藩管朝臣) 近江入道(佐々木貞氏・善親) 遠江入道(宇都宮貞泰・連聖) 美作守 疋田妙玄
 雅楽民部大夫 飯尾左衛門大夫(貞貞) 豊前四郎左衛門入道
 関清左衛門入道(道日) 布施彈正忠(資通・昌椿)
 (以下、侍所番文を省略した)

本文書は全体を三つの部分に分けられる。一つ目は冒頭部分の五方引付方の交名(以下、引付交名)、二つ目は一方から始まる部分の三方内談方の交名(以下、内談交名)、最後に省略した侍所交名である。本文書の人名比定は、すでに佐藤氏がされているが、改めて人名比定を行った。構成員は、足利一門と根本被官、大部分を占める旧鎌倉幕府の評定衆・奉行人からなる。

【史料1】の序列は、足利一門も含め頭人・評定衆・奉行人の身分に区分される。これまでも、評定衆と奉行人の間には厳然たる格差があったことが明らかにされている。だが【史料1】の検討には、当該期の史料に即して分析を加える必要があるだろう。

佐藤氏は一般的にこうした番文の書式が幕府所務沙汰における序列を反映したものであるとした上で、内談交名上杉重能方所属の疋田妙玄が死去した際「武家評定衆」であったことから、疋田妙玄を含め上位六名が、評定の参加資格を持つ評定衆であると指摘した。他の内談交名の場合も同様で、引付交名の場合は上位七人から九人が評定衆であると推定された。また氏は、内談交名の人員のほとんどが引付交名にもみられ、かつ引付交名下位五十九名を内談方に加えないという条件があったことを明らかにした。この理由として、氏は室町期における御前沙汰衆と御前未参衆の区別を想定された。御前沙汰衆と御前未参衆とは、將軍が親裁する御前沙汰へ臨席する資格を有する奉行人の身分をいい、御前未参衆は

その資格をもたない奉行人である。氏は、御前沙汰衆と御前未参衆の区分を内談方と引付方に対応させ、ここから直義が臨席したと推定されたのである。

問題は、内談交名の人員が御前沙汰衆という身分に対応するかどうかである。特に内談交名下位の奉行人の位置づけが問題となる。評定衆はその名の通り評定に出席する身分であるから取り上げる必要はない。そこで、内談交名の構成を検討し、【史料1】における身分秩序を明らかにする。

そこですまず奉行人の序列方法をみていきたい。【史料2】は義詮期のものだが、この問題を考える上で有効な史料である。

【史料2】『園太暦』延文四年(二三五九)四月十二日条所引諏訪円忠書状写

一、執綱役人事。武家法則不同也。或諸大夫、或評定衆、或右筆之列、随^二時儀^三三色也。於^二今度^一者仰^二右筆仁^一畢。而屬次事、或武家右筆者不^レ依^二官位^一、為^二參次第^一之間、可^レ准^二其例^一之由、一方申処、參次第者公人進退別儀也。為^二五位所役^一之上者、宜^レ從^二公儀之旨^一所^二争申^一也。云^二公家法則^一之^二御意之趣^一、可^レ被^二示下^一。

※(洞院公賢勘返アリ) 雑務決断之席、雖^レ被^レ定^二其法^一、如^レ此儀式可^レ守^二座次^一之条勿論候歟。且於^二公家^一、依^レ事座次相替非^レ無^二傍例^一(下略)

【史料2】は、尊氏一周忌結縁灌頂に備え、洞院公賢に対し、その執綱役人の先例に関する質問を送った幕府奉行人諏訪円忠の書状である。執綱役人は諸大夫、評定衆、右筆之列のいずれかが務めてきたが、今回は「右筆仁」が務めることとなった。当時の執綱役人は、中澤信綱と依田時朝である。両者とも当時五位の奉行人であり、「右筆仁」とは奉行人であ

ることがわかる。そこで奉行人の内、「参次第」すなわち年功序列を主張するグループと五位所役と主張するグループとで議論になっていく。後者も「参次第は公人（奉行人）の職務の進退に関する特別なことである」と述べており、奉行人の序列が「参次第」即ち年功序列であることは両グループにおける共通認識であった。それに対し公賢は「所務沙汰の場の座次（＝「雑訴決断之席」）は、定めがあるけれども、このような儀式でも（雑訴決断の）席次を守るべきであるのは勿論だろう」と返事をしている。【史料1】をみると、五位奉行人でも評定衆の下位に位置する者、奉行人内でも官位相当に照らすと順序が逆転している者がおり、「武家右筆者不_レ依_二官位_一、為_二参次第_一」という主張と合致する。すなわち、【史料1】の序列は年功序列及び、評定衆・奉行人という区分に従ったものであるといえよう。

こうした序列は鎌倉幕府後期にも確認され、それが引き継がれたものといえよう。評定衆に昇進できる奉行人は当時の最上首に限られており、全ての奉行人が評定衆に昇進できたわけではなかった。後期鎌倉幕府においてすでに幕府の職制（評定衆・引付衆等）に基づく家格秩序が形成され、評定衆に昇進できる家柄が固定されていた¹⁴。実際に六波羅評定衆の中に奉行人と同じ名字を持つものはごく僅かであった¹⁵。このように評定衆と奉行人（を輩出する家）の間には、大きな格差が存在した。

右のことを踏まえた上で、評定沙汰の手續における奉行人の位置づけを検討しよう。

【史料3】『沙汰未練書』「評定沙汰事」（『中世法制史料集』第二巻）

於_二評定所_一有_二其沙汰_一。先以_二孔子_一定_二意見之次第_一、其後其手開闔一人、合奉行人一人（又聞奉行トモ云）、以_二文書_一参_二評定所_一、向_二御

前（各敷_二円座_一）引付勘録事書ヲ読上

（※（）内は割書。以下同じ。）

傍線部の開闔とは同じく『沙汰未練書』によれば「奉行中宿老」であり、引付奉行人の上首をさす¹⁶。【史料3】をみると、評定に臨席できるのは開闔と合奉行のみであり、すべての引付奉行人に評定への臨席資格はなかったといえる。この点について参考になるのが、評定始における奏事役である。「玉燭宝典紙背文書」一一二五年欠二月二八日評定始目録¹⁷で奏事役を務める「□藤左衛門大夫」は、内談交名にみえる斎藤利泰である¹⁸。奏事役は『武政軌範』「引付内談篇」によると「右筆之上首」が務める例であった（『武政軌範』の内容については後述、また注²⁷・²⁸を参照）。

評定始の奏事役奉行人について、『御評定着座次第』（『群書類従』第二十九輯雑部）『花宮三代記』（『群書類従』第二十六輯雑部）における評定始の記事を追っていくと、全て俗人という共通点がある。『花宮三代記』の応安元年（一三六八）・同三年（一三七〇）・同四年（一三七二）の評定始奏事役は飯尾美濃守貞之であった。彼は同書応安四年七月九日条の石清水八幡宮造営事始の奉行人に列しているが、上位五番目に位置する。本条にみえる奉行人のうち、貞之よりも上位の者は、全員法体である。さらに、同書応安五年十一月二二日条の義満御判始御祝事における右筆役は、「政所執事代斎藤右衛門入道玄観法体之間、以_二男基兼_一勤_二仕之_一」とあり、法体が勤仕しないことになっていた。これら二点から、評定始の奏事役は奉行人の内、俗人の上首が勤めるといふ原則が導かれる。斎藤利泰は内談交名では上位八番目であるが、貞和二年（一三四六）にも評定始の奏事を勤めており、俗人で上首という関係から評定に奏事役を勤める資格があったとみられる。

このように、奉行人が評定に臨席するためには、特定の役職あるいは

奉行衆の上首である必要があった。したがって、内談交名の全奉行人が評定への出仕資格を持っていたとは考えがたい。

内談交名の上位六名は評定衆である。第七位の諏訪円忠・津戸道元(俗人では斎藤利泰)・雅楽信重が「奉行中宿老」たる開闔である。三者とも鎌倉幕府より活動があり、開闔になるにふさわしい経歴である。それ以下はただの奉行人であり、評定に臨席する資格を持たない者である。内談交名第七位以上(評定衆、開闔)と以下(奉行人)とでは、直義と同席できるか否かという点で、身分的な格差があり、佐藤氏という御前沙汰衆・御前未参衆との対応関係を想定することは難しい。単なる奉行人が約三分の一を占める内談方に、直義が臨席したとは考えにくいだろう。

以上、本章では幕府内の身分秩序から内談交名の内容を検討した。だが、本章の検討のみでは論証になお不十分さを残すため、次章では評定と内談方の運営体制を検討することとする。

二、評定および内談方の運営体制

本章では評定と内談方の運営体制を、審理会場と日取りを中心に検討し、直義と内談方との関係を明らかにする。

まず評定と内談方の日取りを検討する。評定は直義裁許状の日付から一・三・七の付く日が式日であった。²¹⁾ 直義裁許状には、各内談頭人の紙継目裏花押のあるものがあり、『沙汰未練書』「御下知被^レ成事」の手続と同様である。これは裁許状が内談方での訴論人直接審理、それを受けた評定の審理を経て発給された点、康永改編後も鎌倉幕府所務沙汰手続を引き継いでいた点の証左であるといえる。

一方の内談方について、岩元氏は引付(内談)頭人奉書の日付と他の史料との整合性を検討して、おおよそ四・八の付く日と二九日に内談沙汰

が開催されていた事実を明らかにされた。²²⁾ 後述する【史料5】も八日であり、この時の開催は式日の内談沙汰であったといえる。内談の式日が評定式日と重ならないように設定されている点も注意されよう。

このように式日の評定と内談沙汰は日取りが異なっている点の特徴といえる。しかし、『師守記』貞和三年(二三四七)正月四日条「今日武家沙汰始云々。三方引付、同今日始^レ之云々」とある記事が注目される。本記事は、貞和三年年始の評定始を伝える記事である。「武家沙汰始」と記されているが、前後の幕府年始沙汰始では「評定始」と記されており、本記事も直義評定始とみてよい。

貞和三年の評定始が三方引付^二三方内談始^一と同日に執り行われている点が式日の運営と異なる。評定始と同日に内談始を行う例として、『御評定着座次第』文和三年(二三五四)五月二十日条に「宝篋院殿御自筆御記云、評定始又三方内談始也。是来二十八日、予発向之間、以前可^二始行^一也」があげられる。また内談頭人は評定に臨席しており、²³⁾ 頭人は評定始にも出仕するのが例であったとみられる。

このように、評定始と内談始のような沙汰始の儀式が同日に行われていた点が注目される。式日の評定・内談沙汰では日が重ならないようになっており、式日と沙汰始とは明確な差異がある。

次に場所の問題を検討する。評定の開催場所は足利直義三条坊門邸内に置かれた評定所で、建武三年末より一貫して評定所が直義邸に置かれていた。²⁴⁾ 【史料5】は内談方の沙汰の場所を示すものである。

【史料5】『師守記』康永三年九月八日条

今日武家三方沙汰有^レ之云々。於^二宿所^一二方有^レ之。今一方無沙汰。

上杉霜台依^レ無^二出^一也。^(任)

上杉霜台¹¹朝定は当時内談方の頭人である【史料1】。内談の式日である八日であることと彼の出仕がないという記述から、「武家三方沙汰」とは式日の内談沙汰であることがわかる。注目されるのは、宿所で二方（高師直・上杉重能）が行われたという点で、式日内談沙汰の会場が頭人邸であることを示している。『武政軌範』「引付内談篇」に、「一、式日内談事（中略）明日（七）巳剋、於¹²頭人亭、一方内談被¹³執行候、可¹⁴有¹⁵參勤之由候也。」とあるのも傍証となる。つまり式日評定は直義邸、内談沙汰は頭人邸が会場であった。だが、沙汰始については様相が異なる。

【史料6】『武政軌範』「引付内談篇 式日内談事」（『中世法制史料集』第二巻）

一 会所事

御代始、頭人沙汰始者、於¹⁶殿上布障子間、或三間御厩等、被¹⁷行¹⁸之。毎月式日内談者、於¹⁹頭人亭、被²⁰執²¹行²²之。

『武政軌範』は幕府奉行人松田豊前守流の者（おそらく貞頼）の手によって、一五世紀後半に成立した故実書である。【史料6】では、引付内談の会場について、御代始・頭人沙汰始が殿上、すなわち室町殿の御所で行うという規定になっているのに対し、式日内談は頭人亭で執行すると規定されている。代始・頭人沙汰始を殿上で行うという規定については、南北朝後期に実例がみられる。『花宮三代記』応安元年（一三六八）六月十五日条に「十五日内談。山名左京大夫入道并子息中務少輔始²³行²⁴之於御所」とあり、内談沙汰始を御所において行ったことがわかる。禅律方の例であるが、『花宮三代記』貞治六年（一三六七）二月十九日条に「十九日 禅律内談始²⁵行²⁶於御所」とあり、これは内談沙汰始の先例に準拠した方法と考えられる。南北朝後期に【史料6】と同様の内談始が行われていたのである。『武政軌範』「引付内談篇」には明徳年間の内談目録な

どが引用されており、さらに右の『花宮三代記』内談沙汰始と禅律沙汰始のような実例と【史料6】とが符合する点。したがって、【史料6】は南北朝期の体制を考える上で、ある程度の信頼の置けるものと考えられる。²⁸

以上の点から、内談始は御所で行われており、遡った『師守記』貞和三年正月四日条における内談始も直義邸で行われたとみてよいだろう。内談沙汰始の儀式では、最後に内談目録を頭人が「御前」²⁹將軍に献上する作法になっており（『武政軌範』「引付内談篇」内談始行事）、沙汰始の会場が御所であるのは將軍（直義）が臨席したからであると考えられる。逆に、式日内談の会場が頭人亭であるのは、將軍（直義）の臨席がなかったためと推察される。

このように内談沙汰始を御所、式日内談沙汰を頭人亭で開催するのが恒例であり、前者には將軍の臨席があり、後者にはなかった、すなわち直義は内談沙汰に臨席しなかったと考えられるのである。これまでの議論を整理すると次のようになる。

- ・ 式日評定：直義邸。内談頭人臨席。内談沙汰式日と異なる。
- ・ 式日内談：頭人亭。直義は臨席しない。評定式日と異なる。
- ・ 評定始：直義邸。内談頭人臨席。内談沙汰始と同日の例あり。
- ・ 内談沙汰始：直義邸。直義は臨席する。評定始と同日の例あり。

右の体制で、直義が式日内談に臨席するためには、原則的に家臣である頭人邸に外向かなければならない。内談沙汰の度に、直義が家臣の邸宅に赴いていたとは到底考えられない。『武政軌範』には、式日内談の刻限まで記事があり、『師守記』貞和三年正月四日条のように同日開催の場合、直義はどちらか片方に臨席できなくなる。直義期評定と内談沙汰の式日が重ならない理由は、直義の内談沙汰臨席を確保するためではなく、評定に臨席する内談頭人が沙汰を開くための配慮であろう。内談沙汰始は、代始や年始の特別な儀式であり例外といえる。

前章における内談交名の構成、そして本章で行ってきた評定と式日内談の運営体制を合わせ考えると、直義は三方内談方に臨席していなかったと考えられる。康永改編後も、直義の親裁機関は評定のみであり、三方内談方はなお一定の独立性を保っていたのである。

結局、康永改編はいかなる目的で行われたのだろうか。次章ではこの問題を取り上げて論じていきたい。

三、康永三年引付方改編の目的

康永改編では、直義は結局内談方に臨席しなかったが、頭人が総入れ替えになるなど大きな改編であったことは間違いない。

康永改編において人員構成とは別の観点で注目されるのは岩元氏の幕府発給文書に関する指摘である。康永改編を境に、①引付（内談）頭人奉書の残存数がそれ以前に比べ半減する。②奉書の内容は、論人弁明・召還を行う奉書がほとんど無くなり、沙汰付を命ずるものがほとんどになる。³¹③以前より直義裁許状の残存数が倍に増えるという三点であり、直義の政務への姿勢が反映されている。奉行人奉書を用いた問状・召文が、康永三年以降が減少することも岩元説を裏付ける。³²

右のような内談頭人奉書による沙汰付は「特別訴訟手続」と呼ばれ、訴人の申請に基づき裁許し、一方的に所領の強制交付を行う命令である。「特別訴訟手続」については様々な議論があるが、差し当たり沙汰付は問状的性格を持つが、本質的には使節遵行による所領の強制交付を行い、訴訟を終結させることを目的としている点を抑えておく。³³康永改編後、頭人奉書は減少するものの、その内容がほとんど沙汰付命令になるといふ事実は注意する必要がある。

こうした直義の政務と関係するのが次の史料である。

【史料8】「室町幕府追加法六条」暦応三年（一三四〇）四月十五日令

（『中世法制史料集』第二巻）

一 寺社并本所領以下押領輩事（暦応三 四 十五 御沙汰）

近年武家被官人、甲乙之輩、令_レ違_二背_一下知御教書、剩_レ对_二于_一守護使并使節等、及_二合_一戰狼藉_一之由、有_二其_一聞。緯_レ超_二常_一篇。然者別而可_レ有_二嚴密_一之沙汰。奉行人令_レ随_二身_一文書、直令_二披露_一者、可_レ被_レ裁_二判_一罪名_一之旨、可_レ触_二仰_一五方引付_一焉。

本法令は、寺社本所領保護を目的に、幕府の「下知御教書」に違反した者という条件下の訴訟について、引付方での審理を除外し、奉行人が文書を直接直義に披露し、事案を裁許することを規定した室町幕府追加法である。古澤直人氏によれば、本法は、末期鎌倉幕府における「召文違背の咎」および「下知違背の咎」といわれる命令違反による論人強制敗訴を継承したものであり、中期鎌倉幕府が目指した対決手続による理非究明とは対極に位置する手続であるという。³⁴こうした法令の背後には、御家人所領の縮小や悪党問題といった鎌倉末期における在地の状況が関係しており、所領問題を迅速かつ強制的に解決しようとする鎌倉幕府の意図があった。室町幕府法にみられるこうした規定も、この延長線上にある。

このような政策のなかに改めて康永改編を位置づけてみよう。康永改編以前、直義は問状・召文の発給にみられるように訴論人の対決という方法も模索していた。しかし、直義裁許状に「違背咎」などを理由に裁許したものが時期に偏り無く見られる点、³⁵前述岩元氏の①②の指摘を踏まえると、直義は康永改編によって、末期鎌倉幕府から継承した裁判の迅速化・強制的裁許を強化する方針へ転換を図ったのではあるまいか。

従来、康永改編は直義の親裁権強化を目的としたとされてきた。しかし、直義は内談方に臨席していなかったことを踏まえると、康永改編の目的は評定へ所領裁判権を集中させることであつたと考えられる。岩元氏の指摘した直義裁許状と内談頭人奉書の残存数がこれを雄弁に物語っている。直義裁許状は、二項の冒頭で述べたように、内談方での審理を経て評定において発給される。この残存数が倍増しているという現象は、史料残存の偶然ではなく、内談方と評定における審理を迅速化させたこととの現れであろう。改編後も評定が間接審理を行う機関であることは変わらないが、評定は内談方の審理結果を拒否しうる点を重視する必要がある。当該期には、得宗寄合に相当する評定よりも上位の機関が存在せず、評定は名実ともに幕府の最高意志決定機関であつた。また後期鎌倉幕府の評定が式日運営され、一定の機能を保っていたことも、評定の性格を理解する上で重要である。

内談交名の構成からも評定の強化という方針を読み取ることができ。内談交名に上臈の者を配置したのは、彼らの熟練した法曹・文書実務能力を買われてのことだろう。また内談方の半数以上が評定衆であり、引付方に比べてやや評定衆の占める割合が大きい。上臈奉行人の配置と評定衆の割合を増やすことで、内談沙汰の審理能力の向上と迅速化を図つたのではあるまいか。

【史料8】についても、従来は直義の親裁権を強化する追加法と位置づけられてきた。岩元氏は「直令」披露^⑧先を評定であると指摘されたが、【史料8】は一定条件下という留保付きであるように、直義の親裁権強化は限定的であつたといわざるをえない。

内談交名の中でも特徴的なのは、直義とは反対勢力の首魁とされる高師直を頭人に行っていることである。師直は建武四年（一三三七）まで引付頭人であつたが、康永改編で再任されている。師直は恩賞方頭人を勤め

ており、尊氏が掌握する恩賞充行の業務を担ってきた。恩賞方には多数の奉行人がおり、康永改編以前以後にわたって引付（内談）方奉行人を兼任する者が存在する^⑨。当該期、尊氏によって寺社本所領が恩賞として充行される例が頻発しており、直義は恩賞方奉行人だけでなく頭人も兼任させることで、恩賞方との連繫を深め、所務沙汰の円滑化することも視野に入れていたのではないだろうか。

おわりに

以上、三章にわたって、康永改編の目的について考察してきた。康永改編の目的は主宰の評定への権力集中であつた。その背景には寺社本所領保護などの所領問題を迅速かつ強制的に解決させようとする意図が存在した。評定への権力集中は、確かに直義の親裁権強化と捉えられる。しかし、本稿では、親裁権強化の内実が、直義の内談方臨席による訴訟の直裁化ではなく、間接審理機関である評定の強化であることを明らかにした。

続く義詮は、御前沙汰を開催し、「特別訴訟手続」によって所領沙汰付を行う御判御教書を発給する。こうした動きと比べると、鎌倉幕府的な下知状様式とその発給手続に拘つた直義の訴訟迅速化という政策転換は、なお不十分であつた感が否めない。鎌倉幕府の伝統を重んずる直義の限界がここに現れているといえよう。したがって康永改編を將軍権力が訴訟直接審理に乗り出し、親裁権を強化するという流れの起点に位置づけることはできないと考えられる。

直義は高師直との連繫を画策するも、その間隙を埋めることはできず、結局観応の擾乱が勃発する。その後、足利義詮が政務を司るようになる。義詮期になると、御前沙汰が開催されるようになるが、同時に評定も存

在していたとされている^⑫。先行研究では御前沙汰の展開に議論が集中しており、評定との関係はあまり検討が進んでいない。本稿で取り上げた直義期評定との連続面・断続面、御前沙汰と評定の関係については、幕府体制の問題を考察する上で重要な問題であり、今後の課題としたい。また恩賞方奉行人を始めとする奉行人の兼任の問題も残されている。彼らの具体的な機能・役割についても今後の課題としたい。

全体を通して、煩瑣な考察が続けてきた。諸氏諸賢のご叱正を賜れば幸いである。

注

- ① 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年。初出一九六〇年)。
- ② 前掲注①佐藤論文、二二二頁。
- ③ 小川信「細川頼之の活動と室町幕府管領制の成立」(『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、一九八〇年。初出一九七八年)、山家浩樹「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」(『史学雑誌』第九四卷一二号、一九八五年)、家永遵嗣「足利義詮における將軍親裁の基盤―「賦」の担い手を中心に―」(『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年。初出一九九二年)、同「別奉行」制の源流と引付方」(同書、初出一九九二年)、岩元修一「初期室町幕府の訴訟親裁化」(『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇〇七年。初出、一九九四年)。
- ④ 前掲注③山家論文、二頁。
- ⑤ 岩元修一「初期室町幕府訴訟制度について」(『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)。
- ⑥ 前掲注①佐藤論文。【史料1】中の斎藤氏については、森幸夫「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」(『鎌倉遺文研究』第二七号、二〇一一年)、松田氏は榎原雅治「新出「丹後松田系図」および松田氏の検討」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四年)、設楽薫「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料―「松田長秀記」の成立について」(『室町時代研究』

二、二〇〇八年)を参照した。なお引付交名三番および内談交名上杉朝定方にみえる斎藤左衛門尉は、佐藤論文では斎藤利泰に比定されている。しかし近年刊行された『南北朝遺文』関東編一四八五号、同東北編七〇六号(以下、『南北朝遺文』は『南遺』関東編(地方名)のように略す)として翻刻された【史料1】では、長井実持に比定されている。斎藤利泰は直義の側近で、後に評定衆に昇進するも(『園太暦』観応二年(一三五二)三月三〇日条)、暗殺される人物である。斎藤利泰の来歴を考える上で【史料1】の理解は欠かせないので、改めて考証する。まず、長井実持は『天竜寺造當記録』康永元年(一三四二)十二月二日条(石井進編『長福寺文書の研究』山川出版社、一九九二年)の小侍所散状に「長井斎藤左衛門尉実持」とみえ、こうした記述から『南遺』関東編・東北編の編者は長井実持に比定したものと考えられる。しかし、【史料1】後略部分の侍所交名に「斎藤四郎左衛門尉利泰」とみえ、さらに「若王子神社文書」貞和二年十二月二七日足利直義下知状(『愛知県史』資料編8 二二〇四号)に「今年二月廿九日重以両奉行人飯尾修理進人道宏昭并利泰使者」とある。飯尾宏昭と斎藤利泰の組み合わせは、内談交名の番方と合致する。したがって、【史料1】斎藤左衛門は佐藤説の通り、斎藤利泰に比定すべきである。

- ⑦ 今谷明「室町幕府の評定と重臣会議」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年。初出一九八四年)。関谷岳司「室町幕府評定・評定衆の変遷」(『日本歴史』第六九〇号、二〇〇五年)。
- ⑧ 前掲注①佐藤論文。
- ⑨ 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年。初出一九八二年)。
- ⑩ 『延文四年結縁灌頂記』所収「足利尊氏一周忌結縁灌頂記」(『南遺』関東編、二八七二号)に「執綱二人 依田左近大夫時朝 中澤掃部大夫信綱」とある。
- ⑪ 引付交名二番の正田三郎左衛門尉と飯尾左衛門大夫、同番三須雅楽允と富部周防守、内談交名上杉重能方正田妙玄と雅楽民部大夫の三例があげられる。
- ⑫ 岡邦信「鎌倉幕府後期における訴訟制度の一考察―引付廃止と「重事直

- 「聽斷」をめぐって―(『中世武家の法と支配』信山社、二〇〇四年。初出 一九八六年)
- ⑬ 前掲注⑥設楽論文。
- ⑭ 細川重男「幕府職制を基準とする家格秩序の形成」(『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年)
- ⑮ 森幸夫「六波羅評定衆考」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年)
- ⑯ 『沙汰未練書』「所務沙汰」項
- ⑰ 今江廣道編『前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』(続群書類従完成会、二〇〇二年。初出一九九五年)
- ⑱ 前掲注①佐藤論文。斎藤利泰は貞和年間に五位に序され、斎藤左衛門大夫を名乗る。
- ⑲ 『玉燭宝典紙背文書』六一―一四、貞和元年正月七日評定目録(前掲注⑱今江編書)。
- ⑳ 諏訪円忠については、林讓「諏訪大進房円忠とその筆跡―室町幕府奉行人の一軌跡―」(皆川完一編『古代中世史料学研究』下巻、吉川弘文館、一九九八年)、津戸道元・雅楽信重については、森幸夫「六波羅探題職員の出とその職制」(前掲注⑮著書、初出一九八七年)
- ㉑ 前掲注①佐藤論文。岩元修一「評定・引付(内談)方」(前掲注③岩元著書、初出一九九〇年)
- ㉒ 『久我家文書』六四、康永三年七月十七日足利直義裁許状の上杉朝定裏花押、『大日本古文書 醍醐寺文書之十四』三三二〇号、康永三年十二月二十七日足利直義裁許状の上杉重能裏花押、「国立歴史民族博物館蔵田中本古文書」貞和二年十月七日足利直義裁許状の高師直裏花押(資料番号421、国立歴史民族博物館ホームページデータベースより画像を閲覧。最終閲覧日二〇一一年九月三〇日)。
- ㉓ 前掲注②岩元「評定・引付(内談)方」。
- ㉔ 『師守記』暦応三年(一三四〇)正月六日条、暦応四年(一三四一)正月六日条、「玉燭宝典紙背文書」二一二五、康永二年(一三四三)申歳末年始雑事記(前掲注⑱今江編書)
- ㉕ 『沙汰未練書』「評定沙汰」、「玉燭宝典紙背文書」一―二五、(貞和年間)

康永三年における室町幕府引付方改編について

- 二月二十八日評定始当参交名(前掲注⑱今江編書)
- ②⑥ 前田徹「赤松円心の花押と『三条殿御評定所』」(『日本歴史』七五一号、二〇一〇年)、「貞和四年記」貞和四年(一三四八)七月一七日条(『続群書類従』第二九輯下、雑部)。
- ②⑦ 『中世法制史料集』第二巻解題。
- ②⑧ 『武政軌範』「引付内談篇」には明徳元年(一三九〇)二月十二日意見次第目録、同日内談目録、同年二月七日内談着到が引用されているほか、問状奉書など文書様式の手本もすべて明徳年間の物が引用されている。山田徹「室町幕府所務沙汰とその変質」(『法制史研究』第五七号、二〇〇七年)によれば、引付方は明徳年間でもわずかに活動がみられる。ここで、記主と目される松田豊前守流について確認しておきたい。本流は、前掲注⑥榎原論文によると、南北朝中後期に在職した松田頼胤から豊前守を名乗る一流である。頼胤の活動初見は、確実なところで、「西大寺文書」康暦二年(一三八〇)四月一日室町幕府奉行人奉書(『宮津市史』史料編第一巻)にみえる「豊前守頼胤」であるが、前掲注⑥設楽論文によると観心頃より散見する松田修理進は松田頼胤の可能性が高いという。下限は「八坂神社文書」康暦元年(一三八九)七月二五日室町幕府管領奉書案(『南遺』中国四国編、五二二一―一)であり、奉書発給の奉行を務めている。「引付内談篇」に引用された文書は明徳年間で、頼胤の活動所見と近接する。また『武政軌範』に引用された諸文書には、松田豊前守流の人物は見えないが、松田丹後守流の人物(年代的に貞秀)がみえる。前掲注⑥設楽論文によれば、松田貞秀は貞和五年(一三四九)の引付方再編が初見であり(『新田神社文書』七二号、(貞和五年)引付衆交名注文写『鹿兒島県史料』旧記雑録拾遺家わけ十にみえる「松田八郎」)、引付方奉行人であった。以後、政所執事代・公人奉行を勤め、明徳年間以前に評定衆に昇進していた。評定衆の手に、評定目録などが伝来した事実は、前掲注⑱「玉燭宝典紙背文書」(今江編書)に明らかである。さらに「政所沙汰篇」所引応永一年(一四〇四)政所内評定着到の次席に、松田丹後守(貞秀子息兼秀、あるいは孫満秀カ)が名を連ねている。松田貞秀自身の経歴を踏まえると、松田丹後守流が各被引用史料を相伝した可能性がある。以上、各被引用史料は、記主松田豊前守流か同族丹後守流に伝わったものと推測でき

る。本稿では、丹後守流が被引用史料にみえる点と貞秀自身の経歴も踏まえ、丹後守流が被引用史料を相伝したと考えたい。記主は、丹後守流から史料を集め、『武政軌範』の執筆に利用したのではあるまいか。とすれば、「引付内談篇」には明德年間における引付方の作法が反映されているという推測は許されると考える。

②9 『武政軌範』「引付内談篇」に「一剋限 自「巳剋」至「未剋」とある。

③0 前掲注②岩元「評定・引付（内談）方」。

③1 康永改編後における内談頭人奉書の内容については、家永遵嗣「建武政権と室町幕府との連続と不連続」〔九州史学〕第一五四号、二〇一〇年）でも触れられている。家永氏は岩元氏の成果を引き、「引付頭人奉書による沙汰付は「濫妨」「押領」いずれも康永三年までしか認められず、貞和年間には論人召還が普通になる」（七五頁）と述べておられるが、岩元氏は「出頭や答弁を求める奉書の残存数は、引付方再編以降ほとんど確認できない」（前掲注②岩元論文、三三三頁）と指摘されている。よって本稿では岩元氏の指摘に従うこととする。家永氏は、直義の所務沙汰政策を訴訟人の「対話重視」とされるが、康永改編後に問状・召文がほとんど無くなるのであり、少なくとも康永改編後、直義の所務沙汰は転換を迎えたと考えられる。

③2 『室町幕府文書集成—奉行人奉書編』上。康永三年以前の問状・召文の奉行人奉書は九通なのに対し、康永三年以降、引付方が再編される。貞和五年八月（前掲注②8）「新田神社文書」七二二号（貞和五年）引付衆交名注文及び前掲注①佐藤論文）以前の奉書は二通に留まる。

③3 石井良助「特別訴訟手続」『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、一九三八年）。引付頭人奉書による沙汰付については、永井英治「鎌倉末—南北朝内乱初期の裁判と執行」〔年報中世史研究〕二九号、二〇〇四年）。

③4 古澤直人「鎌倉幕府法の展開」〔鎌倉幕府と中世国家〕校倉書房、一九九一年。初出一九九〇年）、同「鎌倉幕府法の効力」（同書。初出一九八八年）。室町幕府法への継承については、「鎌倉幕府法の効力」二五二

頁以下参照。

③5 判決事由に「難渋答」「違背答」「召文違背答」といった文言を持つものを適用例とした。次に該当する足利直義裁許状の文書群名、裁許状日付、典拠を挙げる。

「師守記紙背文書」暦応四年二月二七日、（史料纂集『師守記』一）、「島津家文書」暦応四年九月一日（『南遺』九州編、一七〇五号）、「東寺百合文書」二二二号、暦応四年十一月二二日（京都府立総合資料館編『東寺百合文書』八）、「仁和寺文書」暦応四年十二月二二日（『大日本史料』第六編之六）、「大日本古文書 醍醐寺文書之十四」三三二〇号康永三年十二月二七日、「美作安東家文書」康永四年四月二七日（『南遺』中国四国編、一四〇四号）、「岩田佐平所蔵文書」貞和元年十二月十七日（『南遺』中国四国編、一四四一号）、「尊経閣文庫所蔵文書」貞和二年三月七日（『南遺』関東編、一六一四号）、「久我家文書」貞和二年六月十七日（『南遺』関東編、一六二八号）、「熊谷家文書」貞和二年十二月十七日（『南遺』中国四国編、一五〇五号）、「熊谷家文書」貞和三年十一月七日（『南遺』中国四国編、一五八八号）、「久我家文書」貞和四年八月二七日（『久我家文書』卷一）

③6 『師守記』康永三年九月二日条。

③7 前掲注⑫岡論文。

③8 前掲注①佐藤論文、前掲注③山家論文。

③9 前掲注③岩元「初期室町幕府の訴訟親裁化」。

④0 前掲注③小川論文。

④1 拙稿「初期室町幕府における恩賞方—「恩賞方奉行人」の考察を中心に—」（『古文書研究』第七二号、二〇一一年）

④2 前掲注③家永「足利義詮における將軍親裁の基盤—「賦」の担い手を中心に—」

（本学大学院博士後期課程）